

令和8年度沖縄科学技術向上事業 先端研究施設研修【仕様書】

1. 事業名

令和8年度沖縄科学技術向上事業 先端研究施設研修

2. 開催場所及び日程

茨城県つくば市 令和9年1月20日（水）～22日（金）

※離島からの参加者は1月19日（火）那覇市内で前泊

3. 委託内容

旅行に関すること（渡航費、宿泊費、現地での移動費、保険料等）

4. 旅程：2泊3日（離島は3泊4日）

	旅程	宿泊地
1/19 (火)	久米島空港 宮古空港 新石垣空港 → 那覇市内 ホテル	那覇 市内
1/20 (水)	那覇空港 → 羽田空港 → 見学 施設① → 見学 施設② → ホテル	つくば市 近郊
1/21 (木)	ホテル → 見学 施設③ → 見学 施設④ → 見学 施設⑤ → ホテル	つくば市 近郊
1/22 (金)	ホテル → 羽田空港 → 那覇空港 【解散】 → 久米島空港 宮古空港 新石垣空港	

5. 共通事項

(1) 参加者について

①県内の高校生30名及び引率教諭3名の計33名として積算すること。

②離島からの参加者は生徒6名、教諭1名の計7名として積算すること。

(2) 移動手段について

①那覇ー羽田間の往復航空券を手配すること。

②現地の移動手段として、羽田空港到着時より3日間の貸切バス1台を手配すること。

(3) 宿泊施設について

①宿泊施設は茨城県つくば市近郊とし、つくば市内の主要研究施設（例：産業技術総合研究所、高エネルギー加速器研究機構など）へのアクセスが良好であること。

②生徒の部屋割りは2名1部屋で、男女別とする。（男子14名、女子16名として積算すること）

③引率教諭は一人部屋とすること。

(4) 食事について

①参加者のアレルギーについて旅行開始前にチェックを行い、対応した食事を提供すること。

②ホテルでの食事は初日の夕食、2日目の朝食・夕食、3日目の朝食の計4食とすること。

③初日・2日目の昼食は、弁当を手配すること。（移動中に昼食をとれるようにする）

④昼食時に出た弁当のゴミは、バスで回収できるようにすること。

(5) 離島からの参加者の対応について

①離島参加者は石垣3名（うち1名引率教諭）、宮古2名、久米島2名として積算すること。

- ②各離島－那覇間の航空券は、離島割引運賃で手配すること。
- ③那覇市内での宿泊施設は、モノレールを利用して那覇空港出発ロビーまでアクセスが良好なホテルとすること。
- ④那覇空港－宿泊地最寄り駅間の交通費も積算すること。
- (6) 保険について
 - ①傷害保険および欠航・変更等の補償に関する保険に加入すること。
 - ②保険料も委託料に含めること。
- (7) 一般管理費について
 - (直接人件費＋直接経費－再委託費) × 10 / 100 以内とする。

6. 留意事項

- (1) 現地の見学施設の選定・予約は、県立学校教育課で行う。
- (2) 参加生徒の募集・選定は、県立学校教育課で行う。
- (3) ホテルの部屋割り等は委託業者が行い、県立学校教育課が点検する。
- (4) 最終日の復路(羽田－那覇)は、離島からの参加者が当日中に離島空港まで帰着できる時間帯の便を手配すること。
- (5) 旅行期間中の添乗員は、これを必要としない。

7. 業務の再委託についての留意事項

- (1) 一括再委託の禁止等について
 - 本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。
 - また、以下に定める「契約の主たる部分」の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ主催者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
- ア 契約の主たる部分
 - (ア) 契約金額の 50%を超える業務
 - (イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 再委託の相手方の制限について
 - 本契約の入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
- (3) 再委託の承認について
 - 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による主催者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- ア その他、簡易な業務
 - (ア) 資料の収集・整理
 - (イ) 複写・印刷・製本
 - (ウ) 原稿・データの入力及び集計
 - (エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務として、主催者と別途協議を行った業務

8. 業務完了報告について

本業務が完了したとき(業務の中止、または廃止を含む)は、その日から起算して 10 日以内に業務完了報告書を県立学校教育課へ提出すること。

9. その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度両者が協議して決めるものとする。